

●1「マ目・表紙

「享保六年丑四月

越前国大野郡今井村明細帳

今井村

庄屋 五右衛門」

●2「マ目

一 高四百八十壹石壹斗 大野郡今井村

此反別式拾八町壹畝九步

内

上田拾八町式反式畝拾五步

内壹畝步

郷蔵敷地

残拾八町式反壹畝拾五步 壹石八斗代

此分米三百廿七石八斗七升

中田式町九反壹畝三步 壹石七斗代

此分米四拾九石四斗八升七合

下田式町壹反壹畝七步 壹石六斗代

此分米三拾三石七斗九升七合

・享保六年は丑年。年は干支で表記することも多い。

・資料の名称が書かれ、作成者はたは所持者が書かれる。

・村の基本情報として重要なのは村高(村高は村全体の石高で、村の生産力を米の量で表したもの)。

・田畑には等級がつけられており、等級により斗代が異なる。

・分米 \parallel 面積 \times 田畑1反当たりの斗代

●311頁

分米ノ四百拾壹石壹斗五升四合
 上畑九反八畝五歩 壹石五斗代
 此分米拾四石七斗式升五合
 中畑式町式反八畝拾七歩 壹石四斗代
 此分米三拾壹石九斗九升九合
 下畑六反九畝式拾八歩 壹石三斗代
 此分米九石九升壹合
 麻畑三反八畝拾六歩 壹石八斗代
 此分米六石九斗三升六合
 屋敷四反壹畝八歩 壹石七斗代
 此分米七石壹升五合
 分米ノ六拾九石七斗六升六合
 田畑分米合四百八拾石九斗式升
 内 六石式斗五升六合 子御検見引
 残四百七拾四石六斗六升四合 有高
 此取 百拾壹石五斗四升六合 式ツ三分五リン
 一 高五拾七石四斗壹升三合 同所新田
 此反別三町八反四畝九歩
 内
 上田八反五畝拾三歩 壹石七斗代
 此分米拾四石五斗式歩三合
 中田壹町三反九畝式拾壹歩 壹石六斗代
 此分米式拾式石三斗五升式合

・畑や屋敷地も石高で表示される。

・子御検見引とは、子年（ねどし・享保五年）の検見（けみ・豊作凶作の調査）により引かれた（控除された）分をさす。
 ・式ツ三分五リンは年貢率。2割3分5厘。
 ・同所新田とあるのは、今井村の新田。

●4コマ目

下田三反三壺畝式拾四歩	壺石五斗代
此分米四石七斗七升	
分米ノ四拾壺石六斗四升四合	
上畑五畝式拾五歩	壺石四斗代
此分米八斗壺升七合	
中畑三反六畝式拾式歩	壺石三斗代
此分米四石七斗七升五合	
下畑八反四畝式拾四歩	壺石式斗代
此分米拾石壺斗七升六合	
分米ノ拾五石七斗六升八合	
田畑分米合五拾七石四斗壺升三合	
内 壺石五斗七升式合	子御検見引
残五拾五石八斗四升壺合	有高
此取四石四斗六升七合	八分
一 米百拾六石壺升三合	子年本途
一 米式拾六石九斗式升六合	夫米
是ハ小物成ニ而金納仕候、	
一 銀三拾式匁四分	糠代
一 銀式拾九匁七厘	藁代
一 米三石六斗壺升五合三夕	百姓持山手
是ハ小物成ニ而金納上納仕候、	
一 家数四拾式軒 内	拾壺軒本百姓
	三拾壺軒水呑
一 男女百九拾八人 内	男百四人
	女九拾四人

・新田の年貢率は八分と低く設定されている。

・本途とは本途物成(本年貢)のこと。夫米・糠代・藁代・百姓持山手は小物成などの雑税。

・本百姓は土地を所有する百姓(高持)で、水呑は土地を持たない百姓(無高)。

●5111目

- 一 牛馬式拾六疋 内 馬十八疋 牛八疋
- 一 寺一ヶ寺 村除 西応寺
- 是ハ浄土真宗汁谷仏光寺末寺
- 一 氏神老ヶ所 村除 白山権現
- 真名川筋
- 一 堀兼用水井堰修復 三ヶ所
- 敷式間
- 老ヶ所長五拾間 高老間 五ヶ村立合
- 馬踏老間
- 金森出雲守様御知行所 平沢領家村
- 金森左京様御知行所 平沢地頭村
- 窪嶋作右衛門様御代官所 野中村
- 同 御代官所 西山村
- 御 当 領 今井村
- 是ハ土井甲斐守様御知行所佐開村地内方引取申候、
但うな又五拾組是ハ御入用前々方木藤御扶持方被下御
普請仕来候、
- 敷三間
- 老ヶ所長百式拾老間 高老間 五ヶ村立合
- 馬踏老間
- 右立合村同断
- 是ハ土井甲斐守様御知行所五条方村地内方引取申候、
但うな又百式拾老組、右同断
- 敷六間
- 老ヶ所長五拾間 高老間半 三村立合
- 馬ふみ四間 下江筋用水江縁
- 金森出雲守様御知行所 平沢領家村
- 窪嶋作右衛門様御代官所 野中村

・村除とは今井村の除地（年貢を免除される土地）のこと。

・堀兼用水は、真名川から引水し、今井・平沢地頭・平沢領家・西山・野中などを灌漑していた用水。

・金森出雲守頼帕は美濃郡上藩主。

・金森左京は旗本。

・窪嶋作右衛門は幕府代官。陣屋は西鯖江村にあった。

・「御当領」とは鯖江藩領をさす。

・土井甲斐守とは大野藩主土井利知。

・「うな又」は用水の施設の名称か。

・馬踏（馬ふみ）は堤防の平らな部分で人馬の通り道。

● 〇〇〇〇目

御 当 領 今井村

是ハ土井甲斐守様御知行所五条方村地内方引取申候、

但うな又 九拾間 両うな又

六拾間 片うな又

うな又合式百四拾組御入用右同断

一 米四斗 但むさ升 永受山手

是ハ土井甲斐守様御知行所下若生子村方請申候、

但木ほえ（木偏に少）柴馬草伐取申候、

一 川船渡守式ヶ所 壱ヶ所勝山川舟渡守米六升麦三升

壱ヶ所浅谷川渡守米六升麦六升

一 薪取場嵐嶋山 七ヶ村立合

土井甲斐守様御知行所 佐開村

同御知行所 五条方村

金森出雲守様御知行所 東山村

金森左京様御知行所 御給村

窪嶋作右衛門様御代官所 友兼村

同御代官所 開発村

御当領 今井村

一 郷蔵一ヶ所 二間

二間半

一 米式石三斗 庄屋給

一 米一斗 氏神祭礼 酒手

一 今井村方鯖江へ 十三里

・「むさ升」とは八合入りであ
つて一升にあたるとされた枡。
納め升としては収める側に有
利な升となる。
・「ほえ」とは燃料にする柴の
こと。
・「嵐嶋山」とは荒島岳のこと。
七か村共同の薪取場となつて
いる。
・「郷蔵」とは年貢米の保管、
または凶作に備えての貯穀の
ためなどに村々に設置された
蔵。
・「酒手」は酒代。

●7 コマ目

府中へ	十四里八丁	福井へ	十一里
大野へ	二里	勝山へ	五里
丸岡へ	十一里	松岡へ	九里
三国へ	十六里	敦賀へ	廿五里
大津へ	五十一里	京へ	五十四里
右之通相違無御座候、以上、		大野郡今井村	
享保六年丑四月		庄屋 五右衛門	
		長百姓 奥兵衛	
		同断 三郎兵衛	

・「右之通相違無御座候」と読み、書き上げた右の内容に誤りがないことを約する文言。藩などに提出される書類の多くには定型的にこの表現が用いられる。

・宛所として「御奉行様」などと書くべきところ、提出書類の控であるので省略されている。